

様式第二号の八（第八条の四の五関係）

（第1面）

産業廃棄物処理計画書

令和 4 年 6 月 30 日

静岡県知事 殿

提出者

住 所 神奈川県横浜市中区太田町4-51

氏 名 鹿島建設株式会社 横浜支店

副社長執行役員支店長 野村 高男

電話番号 045-641-8133

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	鹿島建設株式会社 横浜支店（静岡県静岡市内他）
事業場の所在地	神奈川県横浜市太田町4丁目51番地
計画期間	令和4年4月1日～令和5年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

① 事業の種類	D06 総合工事業
② 事業の規模	12,449億円/年
③ 従業員数	全社 8,080名 当該事業所 730名
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程	<p>1. 排出事業者としての処理工程 発生（現場）⇒保管（現場）⇒収集・運搬（積替・保管含む）⇒中間処理（再生含む）⇒最終処分（埋立等）</p> <p>2. 建設副産物管理フロー 計画の策定「分別解体等の計画等」・「届出書」（発生予測⇒発生抑制の検討・再使用の検討・リサイクル方法の検討）⇒運用管理（委託契約締結等⇒環境情報システム（施行プロセス）運用⇒事前協議届（特管管理責任者の設置等）⇒作業員教育⇒搬出管理）⇒実績集計・報告（月次集計・入力⇒「再資源化等報告書」等作成・提出⇒記録の保管）</p>

（日本産業規格 A列4番）

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

1. 当社の環境管理推進体制・・・全社環境委員会委員長⇒委員長代理⇒支店長⇒支店事務局⇒部門支店環境管理責任(土木部・建築部)⇒工事事務所
2. 担当者の役割・・・支店(総括環境管理者任命)、工事事務所(統括環境管理者任命・環境管理者任命)による関係者の責務と役割を明確にした社内管理体制
3. 現場の組織体制・・・環境統括責任者(所長)→環境管理者(副所長・工事課長他)→現場推進者(担当者)また、協力会社組織としての職長会活動として、環境活動に取り組む

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度(令和3年度)実績】		
	産業廃棄物の種類	10種類	
	排出量	2840.3 t	t
	(これまでに実施した取組) 令和3年度については：土木工事：最終処分率3%未満・建築工事：廃棄物総量の削減、廃棄物総量原単位22kg/m ² 以下、廃棄物総量原単位：70kg/m ² 以上の大量排出工事ゼロ。主たる取り組みとしては、3R活動を基とした：①梱包材の低減、省資源化工法の普及による廃棄物の削減②自ら利用、個別指定制度利用の促進及び発注者への提言による廃棄物の削減③さらなるメーカーリサイクルの把握と有効活用④協力会社の協力(職長会)のもと現場におけるゼロエミッション実施計画を策定し、発生抑制並びに分別・リサイクル計画を実施⑤社内システムを使用した廃棄物データの確実な入力とデータの定期的確認及び有効活用⑥電子マニフェスト普及の促進⑦会議体におけるペーパーレスの推進		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	10種類	
	排出量	6495.0 t	t
	(今後実施する予定の取組) 令和4年度の目標としては： ・土木工事…最終処分率3%未満、混合廃棄物の分別強化 ・建築工事：廃棄物の低減・発生抑制、廃棄物総量原単位：70kg/m ² 以上の大量排出工事ゼロ(法廷延床面積5000m ² 以上の新增築において) その他取り組みとして、3R推進活動を展開し、抑制・分別・代替品使用の指導と支援		

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・土木工事…コンガラ、アスファルトガラ、廃プラ、硬質塩ビ管、金属くず、木くず、段ボール、紙くず、混合廃棄(9品目) ・建築工事…現場規模別・工程別で品目を設定(4品目～19品目)
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・土木工事…コンガラ、アスファルトガラ、廃プラ、硬質塩ビ管、金属くず、木くず、段ボール、紙くず、混合廃棄(9品目) ・建築工事…現場規模別・工程別で品目を設定(4品目～19品目)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
①現状	【前年度（令和 3年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	10種類	
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	10種類	
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
①現状	【前年度（令和 3年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	10種類	
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	t	t
(これまでに実施した取組)			
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	10種類	
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	t	t
(今後実施する予定の取組)			

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項			
①現状	【前年度（令和 3 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	10種類	
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	10種類	
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
①現状	【前年度（令和 3 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	10種類	
	全処理委託量	2840.3 t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	495.9 t	t
	再生利用業者への処理委託量	2778.6 t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	0.0 t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0.0 t	t
(これまでに実施した取組) 処理委託業者選定の際は、適正業者の起用を徹底することで不法投棄防止に努めている。また、処理施設については、定期的に視察し、視察結果をイントラネットに掲載して、社内での情報共有を図り、環境リスクを回避している。			

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	10種類	
	全処理委託量	6495.0	t
	優良認定処理業者への処理委託量	2897.0	t
	再生利用業者への処理委託量	6485.0	t
	認定熱回収業者への処理委託量	0.0	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0.0	t
	(今後実施する予定の取組) ・混合廃棄物の分別強化、メーカーリサイクルの推進、廃棄物の発生抑制 ・ゼロウエスト⇒計画搬入の徹底(端材の少ない割付、使う分のみ搬入) ・ゼロエミッション⇒廃棄物総量原単位削減と大量排出工事ゼロ ・リサイクル可能な廃プラスチックの分別を徹底し、再資源化を図る		
※事務処理欄			

様式 2

④産業廃棄物の一連の処理の工程

汚泥⇒脱水・固化、混合・攪拌、分級・脱水、混練⇒再資源化

廃油⇒油水分離、混合・焼却⇒最終処分

廃プラスチック類⇒破砕・圧縮固化⇒再生利用・最終処分(埋立)

紙くず⇒破砕・機械選別、破砕・圧縮、減容固化、切断⇒再利用、管理型埋立

木くず⇒破砕、破砕・機械選別、切断、圧縮⇒再利用

繊維くず⇒焼却、破砕、減容、圧縮⇒再生利用、再使用・最終処分(埋立)

金属くず⇒切断⇒リサイクル売却

ガラス・コンクリート・陶磁器くず⇒破砕、破砕・機械選別、切断、圧縮⇒再生利用・最終処分（埋立）

がれき類⇒破砕⇒再利用・最終処分（埋立）

混合廃棄物その他⇒破砕、破砕・機械選別、圧縮、減容固化、熔融⇒再生利用

[単位:t]

許可品目	(令和3年度目標) 排出量	(令和3年度実績) 排出量	(令和4年度目標) 排出量
汚泥	100.0	42.4	100.0
がれき類	5,000.0	2,044.8	5,000.0
ガラ陶くず	100.0	103.0	200.0
廃プラスチック類	30.0	26.1	50.0
金属くず	10.0	45.3	30.0
紙くず	5.0	0.8	5.0
木くず	100.0	73.8	100.0
繊維くず	10.0	0.0	10.0
廃油	0.0	0.9	0.0
混合廃棄物	30.0	503.2	1,000.0
計	5,385.0	2,840.3	6,495.0

